

○会津坂下町新庁舎建設検討委員会設置条例

平成29年 5 月30日

条例第16号

改正 令和 4 年 3 月17日 条例第10号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、会津坂下町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、会津坂下町の新庁舎建設に関して次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員25名以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は非常勤とし、任期は第 2 条に規定する任務が終了するまでとする。

- 2 職名によって委嘱された委員は、その職を退職したときは委員の職を失う。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長 1 人、副委員長 1 人を置き、委員の互選によって選任する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会は、専門の事項を調査研究するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 前項の部会に部会長及び部員をおき、委員長の指名する委員がこれにあたる。

3 部会長は、部会において調査又は研究した事項について委員長に報告しなければならない。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 委員の報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例（昭和36年会津坂下町条例第8号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、庁舎整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和4年3月17日条例第10号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(1) 新庁舎建設に係る主な経過について

平成 29 年度

時期	検討内容等
7 月 ～ 3 月	<p>◇新庁舎建設検討委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度は「建設場所」について審議</li> <li>・検討委員会、年度内 8 回開催</li> <li>・3 カ所の候補地から適地を選定           <ul style="list-style-type: none"> <li>①現本庁舎・北庁舎・東分庁舎及び東駐車場用地</li> <li>②旧営林署・保健福祉センター及び中央公園</li> <li>③南幹線南側町取得予定県有地</li> </ul> </li> </ul> <p>・住民アンケートを実施</p> <p>・検討委員による候補地評価</p> <p>※建設予定地を「①現本庁舎・北庁舎・東分庁舎及び東駐車場用地」とする。 ☆平成 30 年第 1 回定例会にて、庁舎建設場所を上程 可決</p>

平成 30 年度

時期	検討内容等
4 月	新庁舎建設に係る住民説明会（全 7 地区）
9 月	<p>★9 月議会にて財政的理由により庁舎建設事業を延期することを町長より表明</p> <p>◇新庁舎建設検討委員会を開催、庁舎建設延期の説明</p> <p>○新庁舎建設延期に係る住民説明会（全 7 地区）</p>
10 月	<p>◇新庁舎建設検討委員会については、庁舎建設事業の再開まで休止とする</p> <p>【確認事項】 庁舎建設の平成 32 年度着工は延期となったが、調査・研究は引き続き行っていくこととする。</p>

令和 2 年度

時期	検討内容等
4 月	<p>第六次会津坂下町振興計画が開始</p> <p>財政健全化アクションプランが開始</p>

令和 3 年度

時期	検討内容等
8 月	<p>旧江戸鮎土地建物競売物件を購入</p> <p>所有権を会津坂下町名義へと変更</p>

令和4年度

時期	検討内容等
4月	<b>役場新庁舎建設事業が再開 庁舎整備課庁舎整備班を設置</b> 非競売物件の旧江戸鮎所有土地売買契約成立 所有権移転登記
5月	旧江戸鮎建物解体工事発注・入札（受注業者：(株)東北入谷まちづくり建設）
6月	☆令和4年第2回定例会 <b>町民より新庁舎整備に係る請願書の提出 議会で採択</b> <b>意見書として、議員提出議案が上程 賛成多数により可決</b> 内容：新庁舎建設事業に係る幅広い意見聴取及び再度協議 （4年間休止していたことによる、町における公共施設や公有地の状況の変化、社会情勢の変化に伴う民間施設や商業施設の状況の変化などを踏まえ、再度協議すること）
7月	<b>☆議会全員協議会にて、意見書を踏まえた今後の事業展開について説明</b> ◇新庁舎建設検討委員会を再開 ・今までの経過、意見書について報告
8月	◇新庁舎建設検討委員会開催 ・意見書の取り扱いについて、再確認 ・今後の進め方について協議 （現建設予定地が決定してから4年が経過していることも含めて、町民の意見を再度伺い、建設場所についても再協議を進めることとする。）
9月	○まちづくり懇談会（全7地区）
10月	○新庁舎建設に伴う町民アンケート調査を実施 ○まちづくり懇談会（商工会理事会） ○仲町・橋本地区タウンミーティング
11月	○仲町・橋本自治会より 町へ新庁舎建設要望書提出。 同日、町議会へ新庁舎建設請願書（新庁舎を建設予定地に速やかに建設することを求める）提出。
12月	☆令和4年第4回定例会において、11月に提出された請願が否決。 会津坂下商工会役員 来庁 ☆町議会新庁舎建設検討特別委員会より要請書提出。 ※候補地の現在の状況調査
1月	☆議会全員協議会へ要請書についての回答。 「候補地（旧坂下厚生総合病院跡地）の所有状況等については、厚生連のままであり、何処かの事業者と売買計画等も行っていない。」
2月	観光物産協会より 町へ新庁舎建設要望書提出。 ○仲町・橋本地区タウンミーティング <b>★議会全員協議会において建設地の変更を表明。</b> 新庁舎候補地を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする。

令和 5 年度

時期	検討内容等
4 月	<p>☆議会全員協議会において建設地の変更の手続きについて説明            令和 5 年第 2 回定例会において平成 30 年議会での議決内容を（旧坂下厚生総合病院跡地へ）一部変更する議案を提出したい方針を説明</p>
5 月	<p>○仲町・橋本行政区懇談会            ○地域づくり懇談会（全 7 地区）</p> <p>☆議会全員協議会において地域づくり懇談会等の報告について説明            懇談会等で出された意見を受けて、第 2 回定例会での建設場所変更議案の提出を見送り、まちづくりのランドデザインを町民と議論していく中で、新庁舎の姿も検討し、令和 6 年 2 月までに建設場所を決定する方針を説明。</p>
6 月	<p>◇新庁舎建設検討委員会を開催            ・これまでの経過説明            ・今後の方針を説明（まちづくりのランドデザインを町民と議論していく中で、新庁舎の姿も検討していく）</p> <p>☆議会全員協議会において今後の進め方について説明            10 年後・20 年後の会津坂下町を考える会を発足し、市街地活性化の議論を行うことを皮切りに、あらゆる分野でまちづくりの議論を行い、まちづくりのランドデザインとしての第六次会津坂下町振興計画後期計画を作り上げ、令和 6 年 9 月議会での建設場所の決定を目指す方針を説明</p>
8 月	<p>○10 年後・20 年後の会津坂下町を考える会準備会の開催            「町の将来像」を描いていくため、町全体の発展に繋がる市街地活性化の取組をハード・ソフト両面で検討する会の準備会を開催した。</p>
9 月	<p>○新庁舎建設に係る子育て世代向けアンケート調査の実施            主に新庁舎に求める機能面等について調査。</p> <p>○10 年後・20 年後の会津坂下町を考える会（市街地活性化部会）発会式            福島大学共生システム理工学類 川崎興太教授による市街地活性化の成功事例の講演を聞き、町全体の発展に繋がる市街地活性化の取組を話し合う会を発会した。以降、継続的に実施。</p>
11 月	<p>○会津坂下町社会福祉協議会との意見交換会            社会福祉協議会が新庁舎への隣接を希望する旨を確認した。</p>
12 月	<p>○老人クラブにアンケート調査を実施（～R6.04.30 まで）</p>
1 月	<p>障がい者団体と合同視察研修            近年新庁舎を建設した須賀川市役所を視察し、障がい者団体が市役所内で経営するレストランを導入した経緯や、経営の概要等を研修した。</p>

令和6年度

時期	検討内容等
4月	○新庁舎建設に係る農業従事者向けアンケート調査の実施
5月	<p>☆議会新庁舎建設検討特別委員会との合同視察研修 議会新庁舎建設検討特別委員会と合同で、近年新庁舎を建設した三春町役場と埴町役場を視察し、議会機能を中心に新庁舎建設の経過等を研修した。</p> <p>☆議会新庁舎建設検討特別委員会において説明 6月議会に建設場所に「その他の候補地」を追加する変更の議案を提出し、建設場所を再検討のうえ、令和7年3月に議会上程する方針を説明した。</p>
6月	☆令和6年第2回定例会において、建設場所に「その他の候補地」を追加する変更の議案第33号が可決。
7月	<p>☆議会新庁舎建設検討特別委員会との合同視察研修 議会新庁舎建設検討特別委員会と合同で、近年新庁舎を建設した会津美里町役場を視察し、議会機能を中心に新庁舎建設の経過等を研修した。</p>
9月	<p>☆議会新庁舎建設検討特別委員会において今後の進め方について説明 令和7年3月までに新庁舎の建設場所と、「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針」を決定するための今後のスケジュールを説明した。</p>

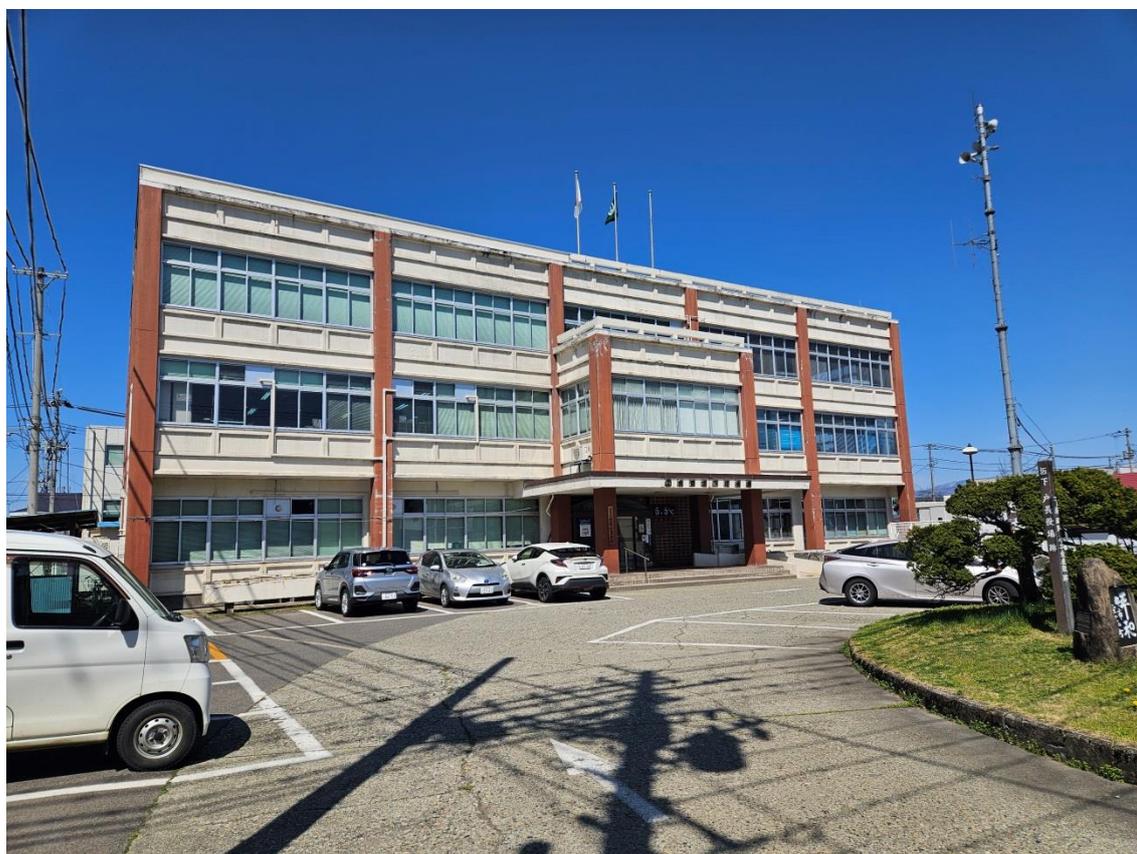
## (3)新庁舎建設事業の今後のスケジュール

日程	委員会等	検討内容
10/1	新庁舎建設検討委員会	新庁舎建設事業の今後のスケジュール
10月末	議会新庁舎建設検討特別委員会	新庁舎建設候補地ごとの比較検討資料の検討
11月上旬	新庁舎建設検討委員会	新庁舎建設候補地ごとの比較検討資料の検討
11月下旬	町民懇談会(7地区)	新庁舎建設候補地ごとの比較検討資料についての意見交換
11月～12月末		新庁舎建設予定地についての庁内方針の検討期間及び決定時期
1月中旬	議会新庁舎建設検討特別委員会	新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針の検討
1月中旬	新庁舎建設検討委員会	新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針の検討
1月下旬	町民懇談会(7地区)	新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針についての意見交換
2月上旬	議会新庁舎建設検討特別委員会	新庁舎建設検討委員会に諮問する「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針(案)」の検討
2月中旬	新庁舎建設検討委員会	「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針(案)」の諮問
2月中旬	新庁舎建設検討委員会	「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針(案)」の答申
2月下旬	議会全員協議会	「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針(案)」の答申結果の報告
3月	議会定例会	新庁舎の建設位置が変更となる場合は、新庁舎建設位置議案の上程
4月～		決定した建設位置をふまえた基本計画の検討・策定開始

# 会津坂下町新庁舎建設

## 若手職員研究部会

### 提言書



令和6年8月

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 目指すべき新庁舎の姿 .....	2
3. 提案事項 .....	3
4. 組織名簿 .....	1 8
5. 活動経過 .....	1 9
6. 結びに .....	2 0

## 1. はじめに

「新庁舎建設若手職員研究部会」は、新庁舎建設にあたり、来庁者にとって利便性に優れ、職員が働きやすい庁舎を建設するために、若手職員の柔軟な発想を取り入れた庁舎整備案の具現化を目指して発足されました。防災、福祉、子育て、窓口など様々な面に対応するべく、部署に偏らずに庁内の各部署から入庁3年目以上の20代、30代の職員10名で構成されています。

検討するにあたり、自分たちの目で庁舎の現状を、改めて確認することから始めました。住民の皆さんが利用するスペース、自分たちの執務スペース、福利厚生スペース、建物の老朽化や狭あいが進む庁舎においては新庁舎建設を機に解決されるべき課題がそれぞれ多数みられました。

他市町村の新庁舎建設事例を参考としながら、窓口スペースから検討を開始しましたが、人口減少やDX化が進むにつれ、役場庁舎に来庁される方は減少し、手続き業務も変革していくと思われます。そのような中で住民の皆さんが利用しやすく、自分たちの仕事の効率もあがる無理・無駄のない空間や機能とはどのようなものなのか。なかなか具体的なイメージや案が湧かないこともありました。

そのため、最近新庁舎を建設され、人口規模が同程度の山形県川西町役場を視察見学し、目指すべき新庁舎の姿や構造、設備の事例を勉強させていただきました。この視察で実際に見学しなければ分からなかった窓口のあり方やバックヤードの仕様、セキュリティ関係など様々な実状を知ることができたことは、非常に有意義なものとなりました。

自分たちの目で見えてきた良い点、配慮が必要な点などを参考に再度検討を開始し、会津坂下町に合った庁舎整備案を策定しました。異なる部署に所属している部会員だからこそ、様々な視点で考えることができたと感じています。

今後、建設計画が進むなかで再検討が必要となる箇所もあると思いますが、約1年間、議論し、まとめたものをここに提言させていただきます。

## 2. 目指すべき新庁舎の姿

### 住民からも職員からも選ばれる庁舎

提案事項でも現庁舎の様々な課題について提示しますが、会津坂下町の現庁舎は、他市町村と比べ、至らない部分が多々見受けられます。役場庁舎が町として与える印象の全てではありませんが、暗く、狭い現庁舎では住民の方へご不便をおかけするだけでなく、これから町へ住もう、住みたいと考えている方には、行政運営は大丈夫なのかと悪い印象を与えてしまいます。今回、明るくきれいなだけではない、住民ニーズや時代の変革に対応できる柔軟な新庁舎を建設することで、住民の皆さんや移住を検討している方が、より利用しやすい「何かあれば役場へ」と思っただけのような空間にしたいと考えました。

また、これから会津坂下町の職員として勤務したいと考えている方も、自分が将来働くかもしれない庁舎が現在のような状況では、より良い職場環境を求めて別の自治体を受験する可能性も大いにあり、優秀な人材の流出に繋がってしまう恐れがあります。新庁舎建設を機に、執務環境の整備を行うことで、人材確保の一助にもなると思います。我々職員の執務環境も改善されるため、生産性向上にも繋がり、より良いサービスの提供が可能になると考えています。

上記のようなことから、これからの会津坂下町に関わる多くの皆さんに「やっぱりばんげがいい」と選んでいただけるような新庁舎を建設するべく、我々の提言書では「住民からも職員からも選ばれる庁舎」を目指すべき庁舎像とします。

### 3. 提案事項

#### (1) 待合・窓口スペースについて

##### 窓口コンセプト

#### 「住民も職員も 分かりやすい・動きやすい・快適な 窓口」

##### ▶ 1つ目の現状・課題

庁舎機能が分散しています。来庁される目的によっては手続きを複数の窓口で行い、別の庁舎へ移動しなければならない場合もあります。行き先も本庁舎入口の案内看板だけでは分かりにくいため、玄関・窓口スペースの改善が必要です。

##### 提案

- ①住民利用の多い部署は1階にまとめ、ワンフロアで手続きが完了するようにします。また隣り合う部署は関連性の高い部署を配置します。
- ②来庁者用出入口正面の窓口に総合窓口を設置し、案内のほかに住民票や印鑑証明などの戸籍関係証明と税関係の証明書の発行業務を行います。戸籍環境班と税務管理班を合わせて一つの課（町民課）とし、担当課として対応します。
- ③入口玄関にデジタルサイネージによる庁内案内板を設置します。表示は課・係名のみとします。窓口については、係名とあわせて簡単な業務内容も表示するなど分かりやすい案内表示とします。

##### 効果

- ①手続きがワンフロアで完了し、来庁者の利便性が向上します。また、関連性が高い部署の隣接配置により、職員間の連携を取りやすくなり、業務の効率化が図られます。
- ②総合案内機能に加えて、主たる来庁目的の証明書発行窓口も設置することで、他の手続きや相談などに影響を与えず、最短の待ち時間で手続きを終えられます。来庁者にとってより利便性に優れた窓口を目指します。
- ③デジタルサイネージに庁舎案内図を投影する事で、経年劣化しづらく、機構改革に対応しやすくなります。表示内容は、誰もが分かりやすいように最小限の表示に留めます。そして窓口を訪れた際は用事のある部署が一目で分かるようにし、来庁者と職員双方の負担軽減に繋がります。

## 参考

教育課	子ども課	生活課	総合窓口	納税関係	出納室
-----	------	-----	------	------	-----

①② 1階窓口の関連性のある部署の配置図例。入口正面に設置の総合窓口では戸籍環境班と税務管理班を合わせた課（町民課）で証明書発行などを行う。



③ デジタルサイネージの案内板  
(須賀川市民交流センターtette)



③ 分かりやすい案内表示  
(福島県塙町役場)

## ▶ 2つ目の現状・課題

住民利用が多い1階待合・窓口スペースは、全体的に狭く、フロアの入口に対して左右両側に窓口があるにも関わらず待合椅子は共有であること、車いすの方が通るスペースも無いこと、キッズスペースがないこと、記載台が少ないことなど来庁される方にご不便・ご面倒をおかけしている状況です。

また、窓口同士や待合スペースと窓口の距離が近いため、相談内容などが他者へ伝わってしまう可能性があり、プライバシーへ配慮したつくりにする必要があります。

## 提案

- ① 一つ一つの窓口を広くし、間仕切りを設けます。
- ② 待合椅子は窓口と離して配置します。
- ③ 待合スペースの通路は1.8m以上とし、待合椅子の配置を工夫することで、誰もが快適なスペースをつくれます。

- ④子ども連れ来庁者が多い窓口付近に、短編アニメなどの放映（デジタルサイネージなどを活用）や子ども向け絵本の配置をします。

### 効果

- ①隣接する窓口利用者の声が聞こえづらくし、視線を遮ることで、プライバシーに配慮したつくりとします。安心した窓口利用や各種相談が可能となります。
- ②待合椅子を窓口と離して設置することで、窓口の会話が聞こえないようにするほか、個人情報ほかの来庁者から見えなくなります。窓口での個人情報流出を防止します。
- ③通路を1.8m以上とすることで車いす同士でも余裕を持ってすれ違う事ができます。また、レイアウトを工夫し待合椅子同士の距離を保つことで、車いすやベビーカーなどが通行しやすく、どなたでも過ごしやすい快適な待合空間を目指します。
- ④待ち時間に子どもが飽きないようにし、来庁された方がゆっくりと手続きできる環境とします。

### 参考



①②③広々とした待合スペース  
(福島県大熊町役場)



④待合スペースに配置された絵本  
(山形県川西町役場)

## (2) 相談室について

### 相談室コンセプト

#### 「プライバシーに配慮した利用しやすい相談室」

## ▶現状・課題

本庁舎の相談室は扉で仕切られてはいますが個室ではなく、税務管理班のフロアと同一空間となっているため、声の大きさによっては会話の内容が外部に漏れてしまう恐れがあります。

部屋数も本庁舎に1室しかないため、他が使用している場合は別の空き会議室などを探さなければなりません。部屋によっては3階となるため、エレベーターもない現庁舎では来庁者の負担となります。

## 提案

- ①相談室は全て個室とし、1課あたり1部屋を目安として整備します。
- ②相談室の場所は1ヵ所に固めるのではなく、窓口の両サイドに設けます。

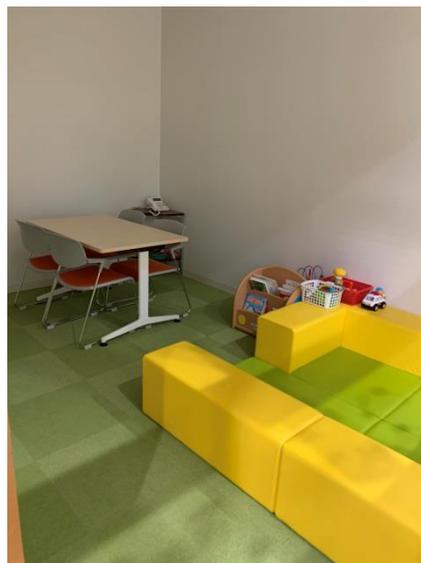
## 効果

- ①現庁舎よりも多く相談室を整備することで、急な相談でも個室の相談室が利用可能です。声や書類から第三者へ個人情報漏れることなく、プライバシーを侵害することがないため、来庁者の方が安心して相談や手続きが可能となります。
- ②窓口カウンターの手前と奥の両方に相談室を設けることで、どの課も利用しやすい環境にします。部署に近い相談室を利用することで、来庁者の方も相談室まで長距離移動せずに済みます。

## 参考



①②執務スペースからも入室が可能な相談室（福島県須賀川市役所）



①②子育て関係の窓口の近くに設置された相談室（福島県三春町役場）

### (3) トイレについて

#### トイレコンセプト

#### 「いつでも誰でも使えるストレスのないトイレ」

##### ▶ 1つ目の現状・課題

本庁舎のトイレは奥にあるため、場所が分かりにくい状況です。分庁舎も同様で、来庁者が利用しにくい建物の奥にトイレがあります。

また、休日やイベントの際にはトイレを借りる方も多くいますが、場所が分かりづらいことに加え、執務スペース近くを通らなければならないためセキュリティ面でも不安な部分があります。

##### 提案

- ①待合スペースに隣接した場所に来庁者用トイレを設置します。
- ②外からも入れるトイレを1カ所設置します。

##### 効果

- ①一目でトイレの場所が分かるようになり、誰もが利用しやすくなります。
- ②休日や町のイベント時にトイレを利用する際、庁舎内に入らなくていいようにします。待合や執務スペースに入らないため、セキュリティ対策にもなります。

##### 参考



②外からも入れるトイレの入り口（福島県大熊町役場）

## ▶2つ目の現状・課題

現在、洋式トイレは本庁舎では2カ所のみで、足の悪い方や和式トイレに慣れていない世代の利用者にはご不便をおかけしています。

1階にあるバリアフリートイレも手すりはあるものの、スライドドアではなく、広さも十分ではないため、車いすやベビーカーなどで入ることは困難です。オストメイトに対応していないなど、機能として誰もが利用しやすいバリアフリートイレとなっていません。

### 提案

- ①各階に1つはバリアフリートイレを設置します。来庁者数の多い1階には2カ所にバリアフリートイレを設置します。

### 効果

- ①来庁者数が多い1階にバリアフリートイレを多く設置し、誰もがバリアフリートイレを利用しやすい環境を整えます。

### 参考



①機能が充実しているバリアフリートイレ（福島県埴町役場）

## （4）会議室スペースについて

### 会議室スペースコンセプト

#### 「多様なシーンに対応できる会議室」

## ▶ 1つ目の現状・課題

会議室は広さも数も足りておらず、出席者の多い会議の開催や会議が重複していた場合は中央公民館の大研修室を使用することになり、住民の方が必要な時に利用できないことがあります。また、場所も点在しているため、会議や打ち合わせなどで来庁された方には場所が分かりにくく、ご不便をおかけしています。

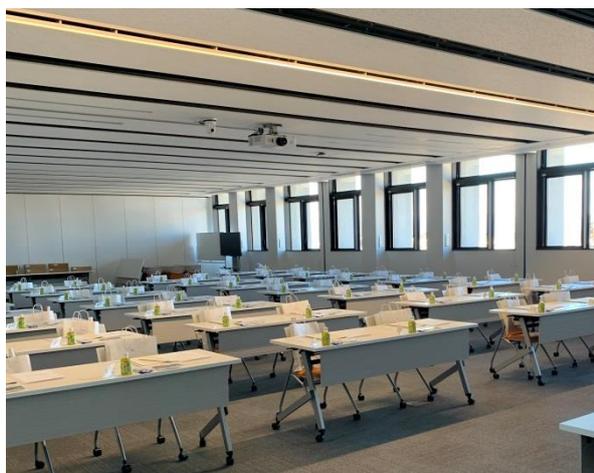
## 提案

- ①大会議室は現状の倍ほどの広さとします。また、会議室をパーティションで仕切ることで中会議室や小会議室としても使用できるものとします。
- ②会議室や議場をまとめて会議室棟を設けます。会議室棟と窓口がある建物は渡り廊下で繋ぐこととします。

## 効果

- ①大会議室を広く設けることで、現在は中央公民館大研修室で実施している出席者が多い会議などにも対応できるようにするほか、有事の際は一時避難所や支援物資集積などに利用可能です。また、部屋の広さを調節できるようにすることで、会議室不足の解消とエネルギー効率の向上が期待できます。
- ②案内がしやすく、利用者にとっても分かりやすいものとなります。渡り廊下で繋ぐことで天候に左右されずに移動が可能です。また、執務スペースとの区分けもしやすいため、セキュリティラインも設定しやすく、住民の方々に夜間や休日に会議室を利用していただけます。

## 参考



①大きさを換えられる会議室。(福島県須賀川市役所)

## ▶2つ目の現状・課題

庁舎内で広い面積を占める議場は、現在、特定の期間の議会開催時に使用するのみで、残りの期間は閉鎖しています。議場の効率的な活用方法の検討が必要です。

### 提案

- ①議場の座席などを移動式とし、定例会や臨時会以外の期間や使用目的でも利用できるようにします。

### 効果

- ①議会閉会中も使用可能な状態とすることで、会議室不足を解消します。

### 参考



①議場兼大会議室（福島県双葉町役場）

## (5) 執務室スペースについて

### 執務室スペースコンセプト

#### 「仕事がかどるスマートな執務室」

## ▶1つ目の現状・課題

課・係内打ち合わせで会議室や相談室などを利用しますが、各課利用が多い時期になると会議室不足が発生します。また、外部団体や業者の方との打ち合わせ時を執務スペース内で行う場合もあり、情報セキュリティ上問題があると

考えます。

その他、執務スペースには作業専用の場所がないため、特に文書や納付書などの封入作業を行う際には、資料室や会議室で作業し占有し、他の課が使用できない期間があります。

### 提案

- ①窓口カウンター前には誰でも利用可能な打合せスペースを設けます。
- ②執務室内の他にバックヤードにも複数打合せスペースを設けます。
- ③執務スペースに作業スペースを設ける他、封入封かん機を導入します。

### 効果

- ①住民や業者の方との簡易な内容打ち合わせの場合は窓口前の打ち合わせスペースを利用し、内密な打ち合わせは会議室や相談室を利用するといった使い分けで会議室不足と個人情報流出を防ぎます。
- ②職員同士の打ち合わせをすぐに実施できる環境を整えます。また、昼食時に空いている場合は、職員の昼食スペースとして利用します。
- ③作業専用のスペースを設けることで、会議室や相談室が占有されることを防ぎます。また導入時に多少のコストはかかりますが、封入封かん機を使用することで、作業時間の短縮が図られ、人件費の削減にも繋がります。

### 参考



①窓口前打合せスペース  
(山形県川西町役場)



②作業スペース  
(福島県埴町役場)

## ▶2つ目の現状・課題

執務スペースは課によって差はあるものの、全体的に狭あい化が進んでいます。人事異動による人数の変化や機構改革の機会に、机や棚を移動させるなどの工夫は各課行っているものの、ゆとりあるスペースの確保に苦慮している状況です。また、LANケーブルの配線について、通路をまたいで配線されている箇所では、ケーブル保護用のモールが床を分断してしまい、スペース確保の妨げになる場合があります。

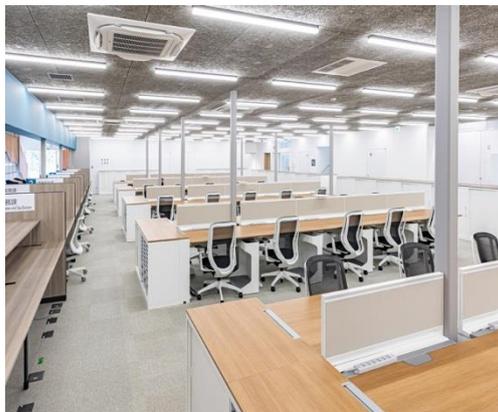
### 提案

- ①デスクの配置、構成を均一に設定するユニバーサルレイアウトを採用します。その際、課長席は島型、職員の席は班や係の座席範囲が決まっている「グループアドレス制」かつ班長、係長の座席は課長席側に近づけて配置するなど、固定席寄りの運用とします。
- ②デスクの間隔は1.8m以上空けることとします。
- ③庁内はこれまで同様フリースポット環境としますが、執務室や会議室は有線LANを採用します。その際フロアはOAフロアとし、通路上の配線は極力行わないようにします。

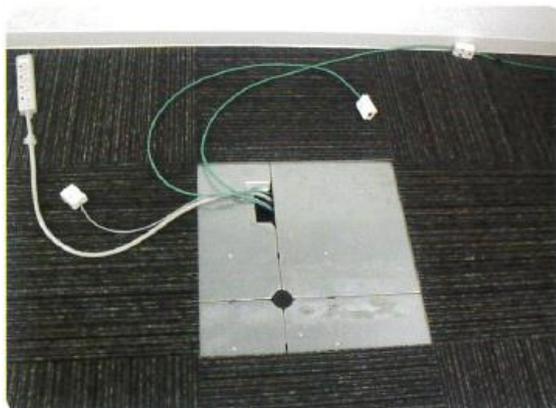
### 効果

- ①機構改革や職員の増減に対応しやすくなります。また、什器の統一でコストダウンや、他部署との関係もしやすくなるメリットもあります。デメリットとして、職員の所属部署が分かりにくくなることや、部署全体に目が届きにくくなるのが挙げられるため、席は現状とかけ離れない形で固定席寄りの運用とします。
- ②デスクの間隔を1.8m以上とすることで、人も車いすも余裕を持ってすれ違うことができるようになります。
- ③無線LANよりも接続の安定性や通信速度の速さ、セキュリティの面で優れているため、執務室や会議室などでは有線LANとします。障がいとなり得るケーブルを床下に配架することで、断線やケーブルによる転倒の危険性が無くなり、移動がしやすくなります。

## 参考



①ユニバーサルレイアウト  
(福島県双葉町役場)



③OAフロア  
(福島県須賀川市役所)

### ▶3つ目の現状・課題

収納場所も不足している現状です。物や書類があふれている部署が多くみられます。庁舎内の書庫では容量的に不十分で、総合車庫などに分散して保管しています。書類も永年保存のものが増え続けているため、書庫スペース拡充のほか、文書量削減対策も必要です。

### 提案

- ①執務スペース内の壁には極力収納棚を設けるほか、簡易な作業を行う作業台の下は棚にするなど、収納をより多く確保します。
- ②文書管理は現在の部署管理から、年度管理に切り替えます。管理は行政管理班で行い、廃棄年度の文書は精査後に一括して処分します。
- ③会議資料や議案、窓口の申請書類のデータ化や電子決裁などペーパーレスを推進します。

### 効果

- ①低めの収納棚の上に天板をのせ作業スペースにするなど、空きスペースを最大限生かし収納を確保することで、物や書類がきちんと収納された状態で帰庁できるようにします。
- ②部署管理では処分しきれず残ってしまう文書について、年度ごと一括して処分し、正常な文書保存サイクルとします。
- ③収納スペース不足の解消とコスト削減が期待できます。

## 参考



①上が作業台となっている収納棚  
(福島県双葉町役場)



②書庫内廃棄文書管理方法。総務が  
一括して管理・処分  
(山形県川西町役場)

## (6) 福利厚生について

### 福利厚生コンセプト

#### 「心から休めるストレスフリーな空間」

##### ▶ 1つ目の現状・課題

昼食時に利用する休憩スペースがありません。多くの職員は自席で、生活課職員など窓口がある場合は、順番で宿直室にて昼食をとりますが、宿直室では広さが十分とは言えません。昼食時大人数で使用できる十分な広さのスペースが必要です。

また、各階に給湯室がありますが、水道があるのみで衛生面にも問題があります。

##### 提案

- ①バックヤードの打ち合わせスペースの他に、会議室棟2階に職員が昼食を取れる部屋を整備します。座席は机と椅子の組み合わせの他にカウンター席を用意します。一部には小上がりを設けます。
- ②昼食スペースの他、バックヤードにも給湯室を設けます。

## 効果

- ①昼食専用のスペースがあることで、人の目を気にせず落ち着いて休むことが可能となります。カウンター席があることで、同時刻に様々な職員が利用できます。また、小上がりで仮眠をとるなど業務と休憩をしっかりと切り替えることで、生産性向上も期待できます。  
昼食の時間以外は打ち合わせや作業など多目的に利用できるものとし、スペースを有効的に活用します。
- ②温かい食事や季節に適した温度の飲料をとることが可能となるため、職員の健康維持やストレス軽減にも繋がります。また、小休憩も可能となることから、職員同士のコミュニケーション促進の場となることも期待されます。

## 参考



①職員用昼食スペースである  
コミュニケーションルームは会議にも  
使用可能。(福島県須賀川市役所)



②職員用給湯室  
(福島県埴町役場)

## ▶2つ目の現状・課題

現在、更衣室は女性用しかなく、男性は北庁舎2階の準備室を使用しています。各々職員全員分のロッカーを置くには広さが足りておらず、廊下に置くケースも見受けられます。ロッカーの中には鍵がかからないものもあり、セキュリティ上問題があります。

また、更衣室には水道などがいないため、歯磨きなどの身だしなみを整える際

も、来庁者に見られる可能性のある執務室やトイレで行っています。各々が落ち着いて身だしなみを整えられるようにする必要があります。

### 提案

- ①男女別に電子錠付きの更衣室を整備します。
- ②更衣室内には水道とパウダールームを設けます。

### 効果

- ①電子錠とすることで防犯対策となります。各々の性別の更衣室にしか入室できないようにするとさらに安心して利用することができます。
- ②来庁者に見られずに身だしなみを整えてから、業務にのぞむことができます。仕事と休憩の切り替えがしやすくなります。

### 参考



①男女別電子錠付更衣室  
(福島県三春町役場)



②パウダールーム  
(山形県川西町役場)

### ▶3つ目の現状・課題

自動販売機は正面玄関に来庁者と職員共用のものがありますが、更なる種類充実が望まれています。また、場所も風除室内なので狭く、利用すると通行の妨げとなってしまいます。

## 提案

- ①現在のような正面玄関の風除室ではなく、庁舎の中の余剰スペースに自動販売機コーナーを設置します。

## 効果

- ①通路上では来庁者の妨げになってしまうため、コーナーを設け、来庁者も職員も使いやすい環境を整えます。

## 参考



- ①相談室やトイレ近隣に設置  
(福島県塙町役場)



- ①柱の影に設置  
(福島県須賀川市役所)

#### 4. 組織名簿（令和5年7月結成時）

##### 【部会員】

氏名	所属	入庁
谷澤 敏寛	総務課危機管理班	11年目
鈴木 愛菜	総務課税務管理班	6年目
大竹 秀弥	政策財務課政策企画班	6年目
角田 翔	政策財務課財務管理班	8年目
渡部 智美	生活課保険年金班	3年目
齋藤 勇也	建設課都市土木班	7年目
竹本 健太	産業課農林振興班	3年目
武藤 由紀	出納室	9年目
佐藤 真奈未	教育課生涯学習班	8年目
山口 聡子	子ども課子ども支援班	9年目

##### 【事務局】

氏名	役職
佐藤 広幸	庁舎整備課庁舎整備班長
鈴木 達也	庁舎整備課庁舎整備係長
松本 由紀	庁舎整備課庁舎整備班 主査



## 5. 活動経過

回数	日時	テーマ
第1回	令和5年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現庁舎における現状と課題</li> <li>・新庁舎の目指すべき姿</li> </ul> 庁舎内を実際に見ながら、現状と課題の洗い出しを行った。
第2回	令和5年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口機能について①</li> <li>・待合スペースについて</li> </ul> 現状と課題から新庁舎における理想の窓口機能の検討を行った。
第3回	令和5年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県川西町役場 視察研修</li> </ul> 先行事例として、人口規模や風土が似ている山形県川西町役場の視察を行った。
第4回	令和5年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口機能について②</li> <li>・相談室について</li> </ul> 視察を受け、第2回の案をベースに再度検討を行った。
第5回	令和5年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階の機能について</li> </ul> 玄関・案内・総合窓口機能などの検討を行った。
第6回	令和6年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務スペースについて①</li> <li>・福利厚生スペースについて①</li> </ul> それぞれのスペースに求めたい機能の検討を行った。
第7回	令和6年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務スペースについて②</li> <li>・福利厚生スペースについて②</li> </ul> スペースの造りについて検討を行った。
第8回	令和6年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手職員研究部会 提言書 まとめ①</li> </ul> これまでの提案を精査し、まとめ作業を行った。
第9回	令和6年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手職員研究部会 提言書 まとめ②</li> </ul> 最終まとめを行った。

## 6. 結びに

提言書作成にあたっては、耐震性をはじめ、問題の多い庁舎の現状を目の当たりにしましたが、特に窓口や相談室、トイレなど住民の皆さんが利用する場所が、他市町村と比較しても低い水準にあり、改めて住民の方々にご不便をおかけしていると痛感したところです。今回、職員が日常的に関わる執務スペースや福利厚生についても様々提案させていただきましたが、何よりも住民ファーストの安心・安全な使いやすい新庁舎が建設されることを願っています。

新庁舎建設事業は現在の本庁舎が昭和36年に建設されて以来、60年～70年ぶりの大事業となります。そのような事業の中で、提言書という形で関わったことは、嬉しくもあり、非常に貴重な経験となりました。また、検討中は他市町村の庁舎を見る機会も多くあり、庁舎の造りだけではなく、他市町村の住民サービスのあり方や業務効率化など様々な仕組みや考え方を知る事ができました。このことは今後、町職員として仕事をしていく上で、かけがえのない財産になると感じています。

この度はこのような機会をいただきまして、ありがとうございました。改めて感謝申し上げ、結びといたします。



会津坂下町庁舎と視察した庁舎の比較資料

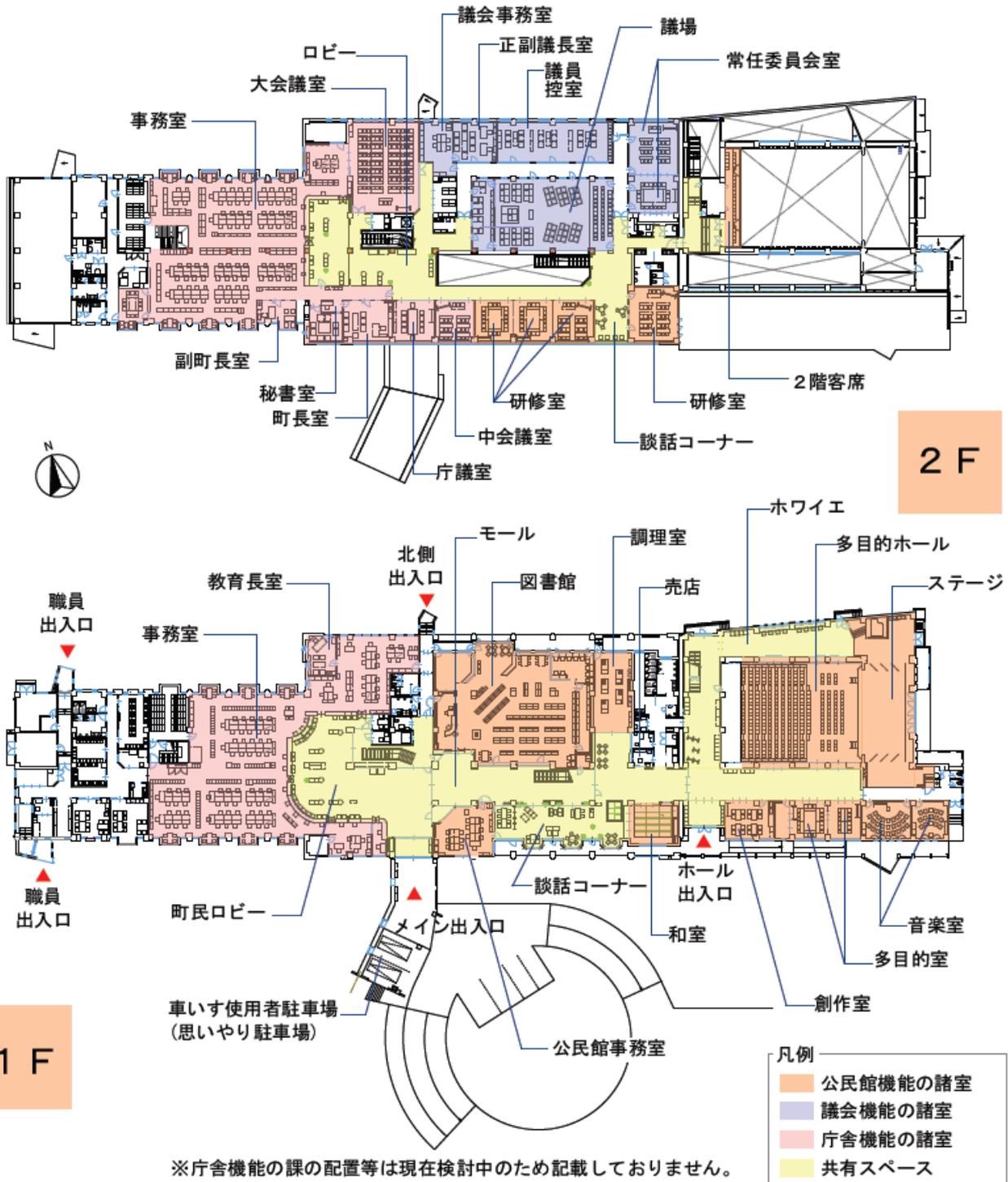
自治体名	会津坂下町	会津美里町	三春町	埴町	双葉町	須賀川市	山形県川西町
庁舎写真							
竣工	昭和36年(本庁舎) 昭和52年(北庁舎) 昭和37年(東分庁舎) 昭和59年(南分庁舎)	平成31年2月	令和3年3月	令和6年3月(部分引き渡し)	令和4年6月	平成29年3月	令和3年1月
構造	RC造5階(本庁舎) S造3階(北庁舎) RC造2階(東分庁舎) RC造2階(南分庁舎)	RC造、一部S造 2階	S造 3階	S造 2階	S造 2階	PC造、一部RC造・SRC造、S造 地上 6階、地下 1階	RC造 3階
敷地面積	2,587.41㎡(本庁舎+北庁舎) 1,242.31㎡(東分庁舎) 365.19㎡(南分庁舎) 計 4,194.91㎡	約25,000㎡	2436.8㎡	9155.24㎡	2,719㎡	23,110㎡	10,996㎡
延床面積	2,011.40㎡(本庁舎) 648.47㎡(北庁舎) 709.46㎡(東分庁舎) 430.5㎡(南分庁舎) 計 3,799.83㎡	5928.74㎡(じげんプラザ) 373.19㎡(車庫棟) 13.25㎡(駐輪場棟) 7.84㎡(喫煙所)	3,322.14㎡	2,619.09㎡	3,145.97㎡	17,020㎡(庁舎棟) 319㎡(附属棟)	4,434.36㎡(庁舎棟) 588.75㎡(車庫・エネルギー棟) 153㎡(防災倉庫棟)
建設費	-	約33.8億円	約13.2億円	約13.8億(I期分)	約14億円	約93億円	約24.3億円
人口	13,883人	18,248人	16,337人	7,849人	5,330人	72,198人	13,505人
入居する部局	町長部局	町長部局、教育部局	町長部局、教育部局	町長部局、教育部局	町長部局、教育部局	市長部局、教育部局	町長部局、教育部局
入局する外郭団体等	観光物産協会、 両沼地方町村会	-	土地改良区	地域包括支援センター	-	社会福祉協議会、福島地方 法務局須賀川証明センター、 売店、食堂	-
分庁舎	北庁舎(政策財務課、上下水道班、庁舎整備課)東分庁舎(商工観光班)、南分庁舎(教育課、子ども課)、中央公民館(生涯学習班)	本郷庁舎、新鶴庁舎、生涯学習センター(4地区)	浄水場(企業局)、交流館「まほら」(生涯学習係)	防災センター(生活環境課、まち整備課、会議室)、公民館	いわき支所、郡山支所、埼玉支所、つくば連絡所、南相馬連絡所	各地区市民サービスセンター、文化センター、市民交流センターtette(生涯学習スポーツ課、市民協働推進課)	-
庁舎の主な特徴	-	・公民館機能と一体の複合施設 ・内装に積極的に「木材」を使用	・コンパクトにまとめられた庁舎 ・基礎の杭がないこともあり、低価格で庁舎建設を実現	・町民が集える「はなわホール」 ・II期工事では書庫棟を建設 ・会議室は防災センター使用	・帰還困難区域の一部解除に伴い、メインであったいわき支所の機能を移動するため建設 ・駅前に整備	・免震構造等災害に備えた機能が多い ・障がい者団体運営による売店、食堂あり	・おもいやり駐車場を基準よりも多く整備 ・議会エリアに広めの交流室あり

※人口はR6.9.26時点で各自治体のHPIにて確認

# 平面構成

庁舎機能を西側に、公民館機能を東側に配置し、東西に伸びるモールでつないだシンプルで分かりやすい平面構成としました。

町民の利用頻度が高い室を1階に配置し、2階には執務室、会議室、議会機能を配置します。



## 各室の特徴

- 〈モール〉 様々な居場所が連続するモールは、訪れる人々の多様な賑わいを創出します。
- 〈談話コーナー〉 気軽に立ち寄り、多目的に利用できる町民交流スペース。予約なしで利用でき、簡単な打合せや勉強など自由に利用できる空間。
- 〈音楽室〉 防音に配慮した室。ホール利用時は、控室としても利用できます。
- 〈研修室、会議室〉 機能を共有し、多目的に使用できます。



## 三春町役場庁舎の基本理念

### 防災拠点・災害対策拠点としての庁舎

- ・耐震性能の確保
- ・災害時の機動性の確保
- ・災害バックアップの充実

### 機能的で誰もが利用しやすく、働きやすい庁舎

- ・ワンストップサービス
- ・ユニバーサルデザイン
- ・来庁者のプライバシーの確保
- ・来庁者に配慮した駐車場の確保
- ・合理的な事務処理や、組織変更などに容易に対応できる働きやすい環境
- ・議場、各委員会室

### 自然エネルギーを活用し、高効率で、省エネが図れる庁舎

- ・自然エネルギーの活用
- ・高効率で省エネが図れる庁舎

### 三春町の身の丈に合い、コスト縮減に配慮した庁舎

- ・コンパクトで機能的な庁舎
- ・ライフサイクルコスト縮減が可能な庁舎

### 様々な交流を育む開かれた庁舎

- ・町民交流・官民協働の場としての多目的交流スペースの配置
- ・他の公共施設や観光拠点との連携

### 周辺環境へ調和し、魅力ある町並みづくりの集大成となる景観形成

- ・「歴史公園都市」としての風格と豊かさが感じられる庁舎
- ・町民に親しまれ、将来にわたって地域の景観をリードするような町並み形成
- ・桜川の景観や周辺樹木を生かした計画

### 三春町の誇りとして町民に末永く愛される庁舎

- ・町並みに配慮した低層建築
- ・地場産材の活用や地域の匠の技術を発揮する場の提供により、三春らしさが集結し、表出されるような庁舎



### 建物概要

敷地面積	2,436.80 m <sup>2</sup>
建築面積	1,323.79 m <sup>2</sup>
延床面積	3,322.14 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造
階数	地上3階(一部4階PH)
最高高さ	16.853m
太陽光発電	10kw
昇降機	乗用エレベーター15人乗り1台
予備電源	非常用発電設備 130kVA(燃料:軽油 3000L)
設計監理	福島県建築設計協同組合
	(株)白井設計 (株)ボーダレス総合計画事務所 エーユーエム構造設計(株) (有)いわき設備設計事務所
施工	福浜大一・渡伝・サワケン・はしもと・宗形JV
	代表者:福浜大一建設(株)三春支社 構成員:(株)渡伝組 (有)サワケン住宅 (株)はしもと住宅店 (株)宗形工務店
工期	令和元年7月8日～令和3年3月25日
建設費	1,321,126,400円

### 開庁時間のご案内

8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

※水曜日は19時まで住民票・戸籍・印鑑証明を発行する延長窓口を開設

※1階「多目的スペース」・2階「桜ホール」は21時まで開放

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

Tel.0247-62-2111(代表) Fax.0247-61-1110

http://town.miharu.fukushima.jp

# 三春町役場 庁舎 【ご案内】



福島県三春町  
MIHARU TOWN

## 三春町役場庁舎の紹介

### 1. 多目的スペース、桜ホール

展示会やギャラリーなどイベントスペースとして、また、イベントがない場合は交流休憩スペースとしてご利用いただけます。



### 2. トイレ、授乳室

誰もが利用しやすいようにオストメイト、子ども用便器、オムツ交換台などを設置しています。また、授乳室も設けています。



### 3. 自然エネルギーの活用、省エネ

庁舎西側トイレの洗浄には雨水を利用しています。また、屋根を利用し10kWの太陽光発電設備を設置しております。



### 4. 執務室、会議室

執務空間は柱の少ない造りとし組織変更に柔軟な対応が可能となっています。また、可民利用の多い窓口を1階に配置するとともに、プライバシーに配慮し各階に個室の会議室を設けています。



### 5. 安全・安心な庁舎

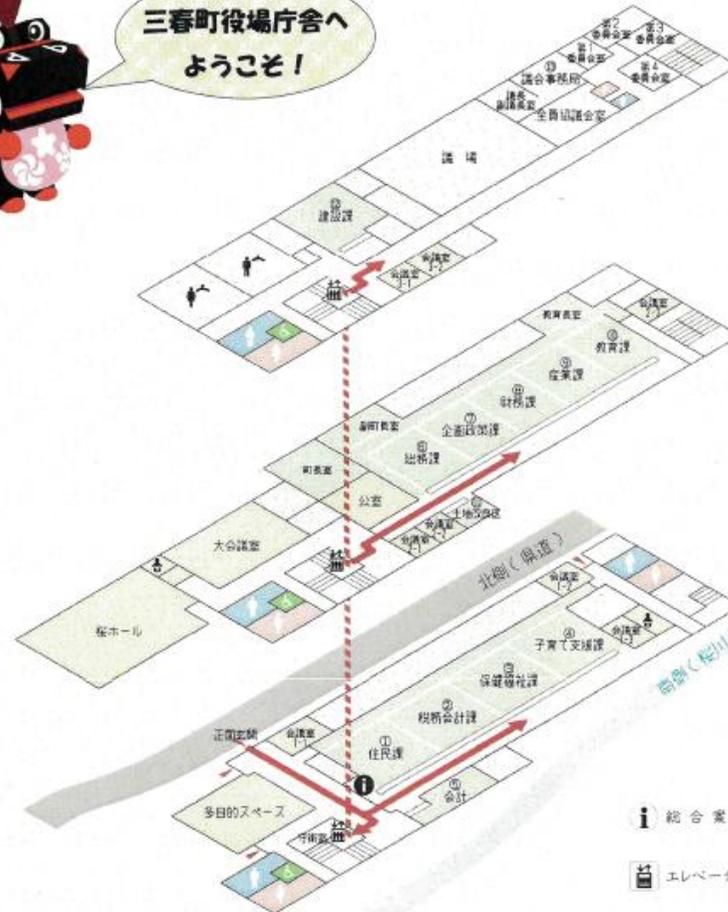
大地震後でも建物を使用できる耐震性能を確保しています。また、停電時でも庁舎機能を3日間維持できる非常用発電機を設置しています。



## 三春町役場庁舎 フロアガイド



三春町役場庁舎へ  
ようこそ!



- 総合案内
- エレベーター
- 授乳室
- トイレ(男)
- トイレ(女)
- みんなのトイレ

## 3階

- 執務室
- 建設課
- 会議室 3-1-3-2
- 議会
- 議会事務局
- 議場
- 全員協議会室
- 第1委員会室
- 第2委員会室
- 第3委員会室
- 第4委員会室

## 2階

- 執務室
- 総務課
- 企画政策課
- 財務課
- 産業課
- 教育課
- 土地改良区
- 桜ホール
- 大会議室
- 会議室 2-1-2-2・2-3

## 1階

- 執務室
- 住民課
- 税務会計課
- 保健福祉課
- 子育て支援課
- 会計
- 多目的スペース
- 会議室 1-1-1-2・1-3



特集  
新庁舎「始動」



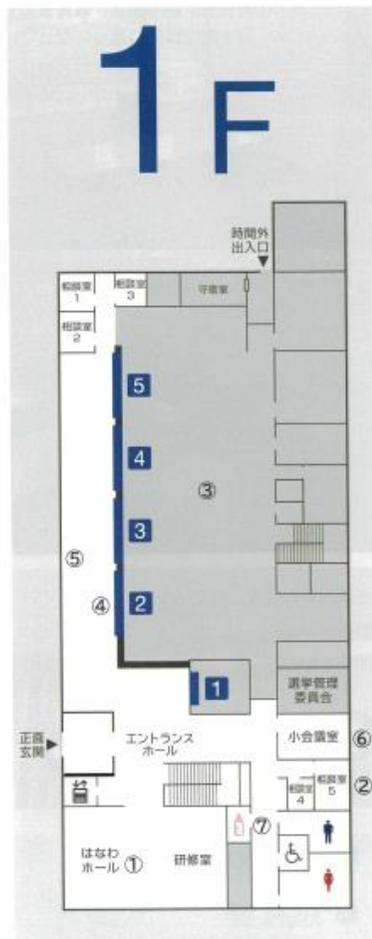
④各事務室の上部には課等名の案内表示がされています



⑤待ち合いロビーにはソファなどが配置されます



⑥少人数の会議に最適な小会議室



介護関係部署が新庁舎に移転します  
新庁舎の完成により、5月7日(火)から、健康福祉課高齢者支援係と地域包括支援センターは、新庁舎1階に移転します。

■問い合わせ先  
健康福祉課高齢者支援係 ☎ 43-2227  
地域包括支援センター ☎ 43-2224



⑦授乳室も完備し、お子さま連れでも安心



②プライバシーに配慮した相談室。計5室配置されています



①町民の皆さんも使うことができる「はなわホール」

- 1 会計室  
Accounting Division
- 2 町民課  
Residential Affairs and TAX Division
- 3 健康福祉課  
Health and Welfare Division
- 4 はなわホール  
Hanawa Hall
- 5 小会議室  
Small Conference Room
- 選挙管理委員会  
Election Management

1階は来庁される皆さんが訪れることが多い課等(会計室・町民課・健康福祉課・選挙管理委員会)が配置されます。正面玄関を入ってすぐのエントランスホールは、はなわホール(後述)、待ち合いロビーに面することで見通しがよく開放的な空間です。また、エレベーター、階段、トイレも近くに配置し利用しやすくしています。

また、正面玄関入って右側に「はなわホール」を配置しました。開放的な空間で町民活動スペースとして、さまざまな用途に活用できます。事務エリアとはシャッターなどで区切ることができ、ため、休日や開庁時間外でも利用することができます。



③事務室は東側に広く開口部を確保し明るく開放的な空間となっています。柱がなく仕切りのないオープンフロアの構成で、来庁される皆さんと職員のコミュニケーションがとりやすくなっています

③議場。右奥が傍聴席となっています



①町長室。副町長室、教育長室も基本的には同じ造りになっています



②今までよりも広くなった応接室



2階は総務課・まち振興課・農林推進課・農業委員会、そして埴町公民館から教育委員会学校教育課が配置されます。また、町長室・副町長室・教育長室・応接室も併せて配置されます。

議場を含め議会に関係する部屋を南側に集約し、利便性の向上とセキュリティ確保に配慮しています。

また、万が一の有事の際には拠点として機能する会議室を配置し、災害時などでは迅速な対応が可能となっています。

## 新しい庁舎に感嘆の声

### 新庁舎見学会開催

4月13日(土)、14日(日)の2日間、新庁舎開庁前に見学会が行われ、412名の町民の皆さんが訪れました。

皆さんから、「町民の集まる場所ができてうれしい」「明るく開放的できれい」などの声があがっていました。



### ぜひ利用していきたい

すばらしい一言です。機能的であり課ごとに分けられていることはもちろんのこと、課ごとにカウンターがあってとてもいいです。最新の設備を備えた庁舎であり以前よりも相談しやすいのでぜひ利用していきたいですね。工事が完全に終わり、駐車場などが整備されることも今から楽しみにしています。



穂積政秋さん・カールさん夫妻(桜木町)

# 2F



④行先案内板も設置されています



⑤1階と同様の事務室



⑥万が一の有事の際には拠点として機能する会議室



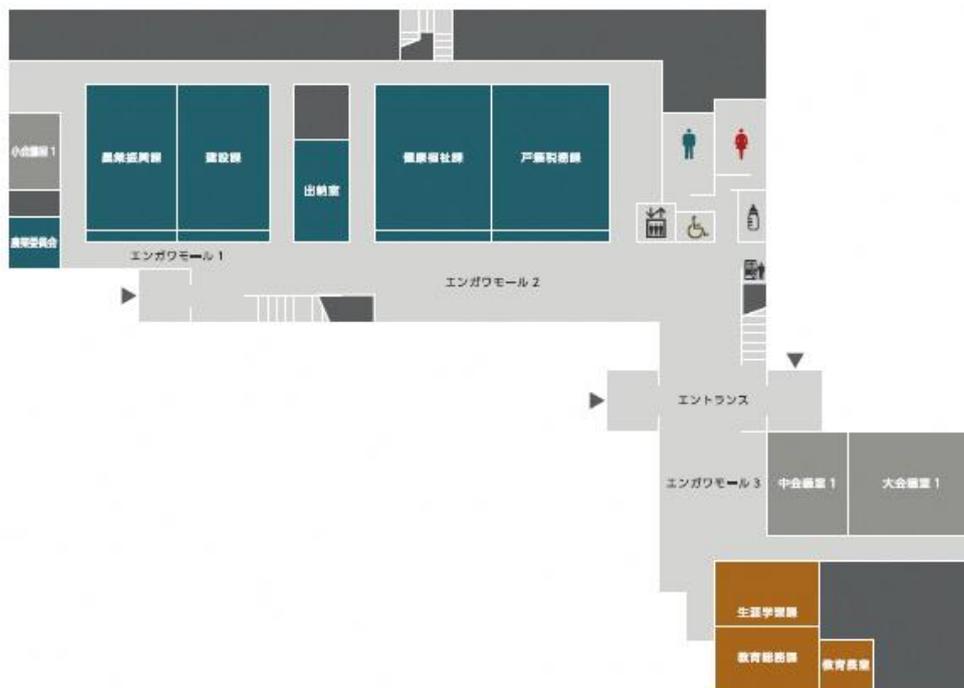
- ⑥ 学校教育課  
School Education Division
- ⑦ 総務課  
General Affairs Division
- ⑧ まち振興課  
Town Promotion Division
- ⑨ 農林推進課  
Agriculture and Forestry Promotion Division
- ⑩ 農業委員会  
Agriculture Committee
- 町長室・副町長室  
Mayor's Room / Vice Mayor's Room
- 教育長室  
Superintendent of Education Room
- 議場・議会事務局  
Assembly Hall / Congress Secretariat
- 会議室  
Conference Room

特集  
新庁舎「始動」

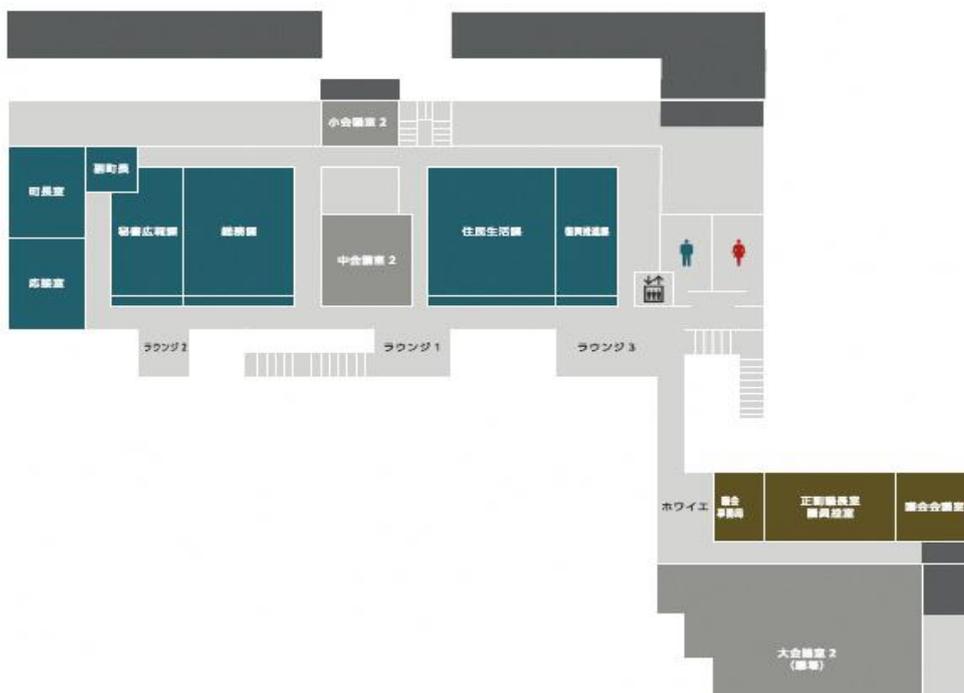
双葉町庁舎



外観



1階



2階

# 市役所フロアマップ



## 市役所利用時間のご案内

### 【市役所窓口】

市役所窓口(パスポート窓口を除く)	8:30~17:15	
パスポート窓口	申請 8:45~16:00 受取 8:45~16:30	土曜日・日曜日・祝日及び12月29日~1月3日を除きます。
夜間休日窓口(戸籍届出)	平日 17:15~ 8:30 土曜日・日曜日・祝日 24時間	
水道お客さまセンター	8:30~17:15	土曜日・日曜日・祝日及び12月29日~1月3日を除きます。
マルチコピーコーナー	コピー機能 8:00~21:00 証明書コンビニ交付機能	12月31日~1月3日を除きます。 12月29日~1月3日を除きます。

### 【市民利用】※メンテナンスなどにより利用時間が変更になる場合があります。

みんなのスクエア(1F)	8:00~21:00	12月31日~1月3日を除きます。
ウルトラフロア(松明の塔 6F)	6:00~21:00	
防災広場	24時間	
駐車場	正前駐車場 8:00~21:30 地下駐車場	21時以降は入庫できません。

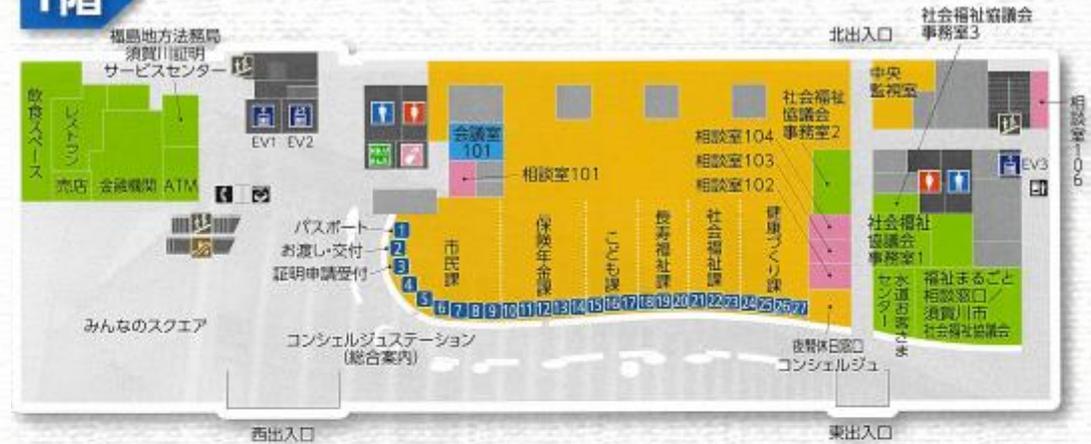
### 【団体】

福祉まるごと相談窓口/須賀川市社会福祉協議会	8:30~17:15	
須賀川市土地改良区	8:30~17:15	土曜日・日曜日・祝日及び12月29日~1月3日を除きます。
福島地方務局	9:00~12:00	
須賀川証明サービスセンター	13:00~16:30	

### 【店舗】

金融機関	9:00~11:30 12:30~16:00	土曜日・日曜日・祝日及び12月31日~1月3日を除きます。
ATM	平日 8:00~21:00 土曜日・日曜日・祝日 9:00~19:00	12月31日~1月3日を除きます。
レストラン	11:00~14:00	土曜日・日曜日・祝日及び12月29日~1月3日を除きます。
売店	8:30~16:30	

## 1階



## 2階



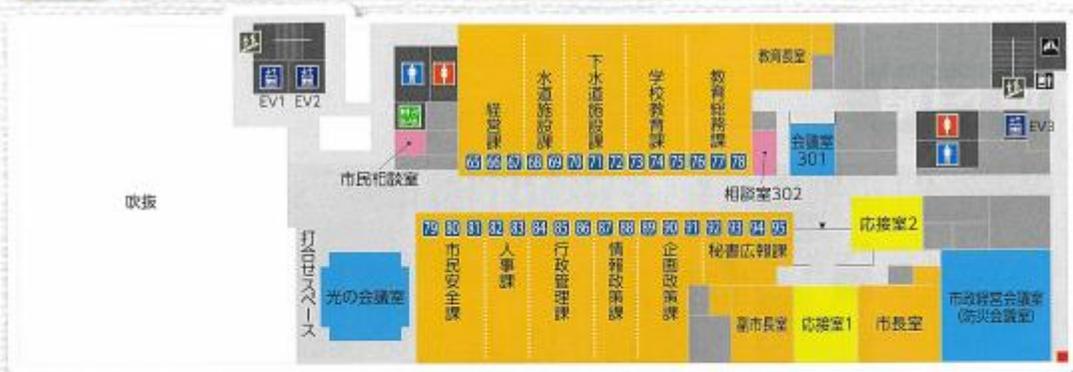
### 1階

課名等	カウンター番号	課名等	カウンター番号
パスポート	1	長寿福祉課	18
お渡し・交付	2		19
証明申請受付	3		20
	4	社会福祉課	21
	5		22
市民課	6		23
	7		24
	8	健康づくり課	25
	9		26
	10		27
保険年金課	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
こども課	16		
	17		

### 2階

課名等	カウンター番号	課名等	カウンター番号	課名等	カウンター番号
	28		44		58
道路河川課	29		45		59
	30	収納課	46	農政課	60
	31		47		61
建築住宅課	32		48		62
	33		49		63
	34	税務課	50	農業委員会事務局	64
都市計画課	35		51		
	36		52		
文化振興課	37		53		
	38	商工課	54		
観光交流課	39		55		
	40	環境課	56		
	41		57		
財政課	42				
	43				

### 3階



### 4階



課名等	カウンター番号	課名等	カウンター番号
経営課	65	市民安全課	79
	66		80
	67		81
水道施設課	68	人事課	82
	69		83
下水道施設課	70	行政管理課	84
	71		85
学校教育課	72	情報政策課	86
	73		87
	74		88
教育総務課	75	企画政策課	89
	76		90
	77		91
	78		92
			93
		秘書広報課	94
			95

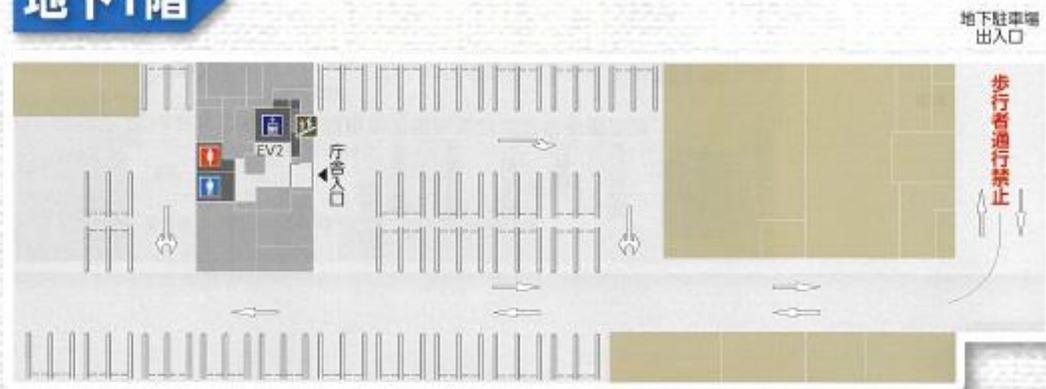
課名等	カウンター番号
会計課	96
選挙管理委員会事務局	97
監査委員事務局	98
議会事務局	99

凡例	色
執務室	黄色
会議室	青
相談室	紫
応接室	黄緑
議事堂	緑
テナント、記者室	赤
エレベーター・哺乳室・トイレ・階段・エスカレーター	グレー
カウンター番号	1 ~ 101



### 6階 ウルトラフロア (松明の塔)

### 地下1階



### 【駐車場・駐輪場のご利用案内】

市役所の駐車場は、正面駐車場と地下駐車場になります。  
 来庁者の自転車・バイク駐輪場は、庁舎東側にあります。  
 正面駐車場は、24時間利用できます。  
 地下駐車場は、8:00～21:30(入庫は21:00まで)の間利用できます。  
 ※地下駐車場の時間外の利用(出庫)はできません。時間外に駐車していた場合、駐車料金が加算されます。

### 【駐車料金表】

最初の2時間	無料
以降1時間ごと	200円
	24時間ごとに2,000円上限

市役所に用事のある方は、駐車料金が無料です。  
 ※市役所での用事が2時間を超えた場合は、最後に用事を取り扱った課で駐車券に証明用のゴム印を押してもらってください。  
 その後、コンシェルジュステーション(時間外の場合は夜間休日窓口)で無料手続きをしていただくと、駐車料金が無料となります。





## 【フロアマップ】

3F



2F



1F



- 1** 福祉介護課 福祉・介護・包括支援
- 健康子育て課 健康・子育て・幼児施設

### ① 総合案内

- 2** 住民課 戸籍・住民・年金  
国保・環境

- 3** 産業振興課 農業・商工業・労政・観光

- 4** 農地林務課・農業委員会 農地・農村整備・林務

- 5** 税務会計課 課税・収納・会計

- 6** 地域整備課 道路・河川・都市計画・住宅・上下水道
- 教育委員会教育文化課 義務教育・生涯学習・文化財・スポーツ

- 7** 政策推進課 (土地開発公社) 地方創生・企業誘致

- 8** 財政課 財政・財産・契約・検査
- まちづくり課 企画調整・地域振興・交流

- 9** 総務課・選挙管理委員会 行政管理・情報化・広報誌・統計

- 10** 安全安心課 防災・消防・交通安全・防犯

